

東京外国語大学学部・大学院留学生 委員会規程

〔平成 8年 4月 1日〕
制 定

改正 平成12年 5月31日 平成12年 4月 1日
平成14年10月23日 平成16年 3月18日規則第10号
平成19年 5月23日規則第48号 平成21年 3月31日規則第91号
平成24年 3月27日規則第83号 平成27年 3月24日規則第63号
平成31年 3月19日規則第60号

(設置)

第1条 東京外国語大学学部教授会通則規程（平成24年規則第112号）第6条第1項及び国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究科教授会規程第8条第1項に基づき、言語文化学部及び国際社会学部（以下「学部」という。）並びに大学院総合国際学研究科の学生の国際交流と外国人留学生の教育を適正かつ円滑に実施するため、学部・大学院留学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長1名
- (2) 大学院総合国際学研究科長が指名する副研究科長1名
- (3) 言語文化学部長が指名する副学部長又は学部長補佐1名
- (4) 国際社会学部長が指名する副学部長又は学部長補佐1名
- (5) 国際日本学部長が指名する副学部長又は学部長補佐1名
- (6) 大学院総合国際学研究科教授会から選出された者2名
- (7) 言語文化学部教授会から選出された者2名
- (8) 国際社会学部教授会から選出された者2名
- (9) 国際日本学部教授会から選出された者1名
- (10) その他、学長が指名する者

(任期)

第3条 前条第6号から第9号の委員の任期は2年とする。また、前条第6号から第9号の委員は毎年各半数が交替し、引き続き再任しないものとする。

2 委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、第2条第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 日本人学生の留学に関すること。

- (2) 入学試験委員会に係る事項を除く、外国人留学生の受入に関すること。
- (3) 外国人留学生の教育及び指導に関すること。
- (4) 外国人留学生の福利厚生に関すること。
- (5) その他学生の国際交流に関すること。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことはできない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、専門的な事項を検討するため、専門委員会を置く。

2 専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、留学生課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会がこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規程により最初に選出される委員のうち、各講座から選出される委員各1名及び大学院博士後期課程から選出される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、1年とする。

附 則

この規程は、平成12年5月31日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年10月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年10月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年5月23日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 この規程により最初に選出される第2条第2号イの委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に委員である者は、この規程により選出された者とみなし、その任期は、第3条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に委員である者は、この規程により選出された者とみなし、その任期は、第3条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に委員である者は、この規程により選出された者とみなし、その任期は、第3条の規定に関わらず、なお従前の例による。